

随意契約の結果の公表

(令和2年8月分)

【総務部】

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
法人税情報データ連携対応に係る税務総合オンラインシステム改修業務	令和2年8月17日	島根県税務総合オンラインシステム共同企業体 代表者: 富士通株式会社 山陰支社 支社長 艸葉 美市博 松江市学園南二丁目10番14号	6,006,000	第167条の2第1項第2号	当該事業者は、当該システムの開発及び維持管理を行っていることから当該システムやサーバ構成を熟知しており、当該システムの設定変更の設計・作業ができる唯一の者である。本県税務システムの確実な移行及び安定的な運用を確保するためには、当該システムに精通した当該事業者以外に選択肢はないため。	総務部税務課	
元ホテル穴道湖解体工事損失調査(事前)業務	令和2年8月18日	島根県土地開発公社 松江市古志原4丁目1番1号	3,208,700	第167条の2第1項第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」第10条に基づき、島根県が設立した法人であり、同法第17条に基づき、土地の取得、造成その他の管理及び処分等を行うほか、当該業務に支障のない範囲内において、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務を行っている。</li> <li>・本調査を実施するに当たっては、公共工事等に伴う損失補償等の基準を熟知するとともに用地事務に関する幅広い知識が必要であるが、同社はこれまで、島根県の公共用地の取得や損失補償等の用地事務を行っており、事務に精通している。</li> <li>・また、これまで島根県を始め、地方公共団体等の委託により、公用用地等の取得事務、調査設計等業務を実施しており、誠意かつ確実に履行している。</li> </ul> 以上のとおり、当該業務を確実に履行できるのは島根県土地開発公社以外には存在しない。	管財課	
公用車の購入 小型貨物自動車(4WD キャブバン)1台	令和2年8月7日	島根トヨペット(株) 松江市西津田三丁目2番7号	2,002,880	第167条の2第1項第8号	一般競争入札の結果、入札者がなかったため	総務事務センター	